



福島県告示第百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月十四日

名 称	所 在 地	福島県知事	藤 雄 平	指 定 年 月 日
さとうクリニック内科・消化器科	福島市方木田字中屋敷一一一	同	同	平成二十六年一月一日
むらおか内科・耳鼻科・整	同 市松川町字天王原八九	同	同	日
形外科クリニック	同	同	同	日
星医院	河沼郡会津坂下町字小川原一〇五一	同	同	日
つちやクリニック	東白川郡塙町大字塙字材木町一〇一一	同	同	日
白虎歯科クリニック	会津若松市白虎町一五四一四	同	同	平成二十五年一月一日
こくぶ薬局本店	会津若松市鶴賀町一一四	同	同	平成二十六年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	変 更 前	変 更 後	所 在 地
しのぶ薬局新本町店	クオール薬局矢吹本町店	同	西白河郡矢吹町本町二五一

(社会福祉課)

福島県告示第百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年三月十四日

名 称	所 在 地	福島県知事	藤 雄 平	廃 止 年 月 日
むらおか内科・耳鼻科・整	福島市松川町字天王原八九	同	同	平成二十五年二月三十一日
さとうクリニック内科・消化器科	同 市方木田字中屋敷一一一	同	同	日
星医院	河沼郡会津坂下町字市中二番甲三六〇二	同	同	平成二十四年五月三十一日
鈴木歯科医院	福島市笹谷字中谷地一三一一	同	同	平成二十五年一月三十一日
おおほり歯科医院	会津若松市八角町二一一二	同	同	平成二十五年一月三十一日
こくぶ薬局本店	同 市鶴賀町二一一	同	同	平成二十六年二月三十一日
あい田島薬局	南会津郡南会津町田島字大坪一六一一	同	同	平成二十六年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 藤田医院
 所在地 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町二二
 休年 平成二六年一月一日
 課 (社会福祉課)

福島県告示第百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
 平成二十六年三月十四日

名 称 藤田医院
 所在地 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町二二
 再開年月日 平成二六年二月一日
 課 (社会福祉課)

福島県告示第百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十四日

氏 名 栗城 想
 住 所 会津若松市北青木
 一―二五
 院 門田綜合治療院
 一―二五
 福島県知事 佐藤 雄平
 藤 雄平
 指定年月日 平成二五年六月一日
 課 (社会福祉課)

福島県告示第百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
保原薬局桑折店	伊達郡桑折町大字南半田字六角一五―三	株式会社福島医療サービス	福島県伊達市保原町字城ノ内五七―一	平成二六年三月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
デイサービスセンター 葵	西白河郡矢吹町花咲一〇―一四	株式会社ライフクリエイティブ	同 県須賀川市西川字西田七一―四	同 年 二月一日	通所介護
訪問介護ケアサポート サービス	福島市蓬萊町三一―一六	ブラテック株式会社	同 県福島市蓬萊町三一―一六	平成二五年十一月一日	訪問介護 介護予防 訪問介護
居宅介護支援ケアサポート ほうらい	同	同	同	同	居宅介護 支援事業
あかりケア	同 市黒岩字堂ノ後二二―五 黒岩ハイツ一〇―一	株式会社OKB	宮城県仙台市青葉区二日町一三―二六 ネオハイツ勾当台八〇―六	平成二六年二月一日	訪問介護 介護予防 訪問介護
レッツ倶楽部・福島郷野目	同 市郷野目字東一―四六	株式会社vigor	福島県福島市御山字沢田一―二七	同 日	通所介護 介護予防 防通所介護
介護ショップ プマルフジ	同 市太田町五―九	株式会社マルフジ	同 市丸字上六反田六一―一	同 日	福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具貸

保原薬局上	保原薬局伊達店	保原薬局梁川店	保原薬局	保原薬局油井店	そうごう薬局 喜多方店	介サポート 居宅介護支援事業所	ケアプラン あいづ	
同 市保原	同 市箱崎 字中二一六	同 市梁川 町希望ヶ丘 二六―二	伊達市保原 町字城ノ内 六一―一	二本松市油 井字八軒町 三三	喜多方市関 柴町上高額 広面六五七 一〇	須賀川市大 町一三九	会津若松市 南千石町三 一四	
同	同	同	同	株式会社福 島医療サー ビス	総合メディ カル株式会 社	株式会社お がた	株式会社ケ アプランあ いづ	
同	同	同	同	福島県伊達市保 原町字城ノ内五 七―一	福岡県福岡市中 央区天神二一 四―八	同 県須賀川市 大町一三九	同 県会津若松 市南千石町三 一四	
同 日	同 日	同 日	同 年 二月一日	同 年 三月一日	同 月 四月	同 年 二月一日	同 年 一月一日	
同	同	同	同	同	居宅療養 管理指導 介護予 導	同	居宅介護 支援事業 具販売	与 特定 福祉用具 販売 特 定介護予 防福祉用 具販売

保原店	町上保原字 中島一三一 一〇				
保原薬局梁 川東店	同 市梁川 町字東土橋 六一五	同	同	同 日	同

(社会福祉課)

福島県告示第百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後			
株式会社同仁社 ヘルスケア福島	株式会社同仁社 ヘルスケア伊達	伊達市岡沼二二	株式会社 同仁社	福島県福島市松 浪町四―三三

(社会福祉課)

福島県告示第百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。
平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の	事業所の	事業者の	事業者の主たる	廃止年月日	サービス
------	------	------	---------	-------	------

名 称	所在地	名 称	事務所の所在地	の 種 類
特別養護 老人ホーム ムイいた てホーム	相馬郡飯 館村伊丹 沢字伊丹 沢五七一	社会福祉 法人い たて福祉 会	福島県相馬郡飯 館村伊丹沢字伊 丹沢五七一	平成二五年一二 月九日 短期入所 介護予 防短期入 所

(社会福祉課)

福島県告示第百三十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年三月六日救急病院として認定した。

平成二十六年三月十四日

名称 福島県知事 佐藤 雄 平
 一般財団法人脳神経疾患研究 所在地
 福島市荒井北三一一一三 平成二十九年三月五日
 所附属南東北福島病院 (地域医療課)

福島県告示第百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 テックランドNew相馬店 福島県相馬市馬場野字雨田百六十八番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 有限会社赤門
 代表者の氏名 代表取締役 福田 輝夫
 住所 福島県相馬市馬場野字雨田五十番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヤマダ電機
 代表者の氏名 代表取締役 山田 昇
 住所 群馬県高崎市栄町一番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十一月六日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百九十七平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百十八台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 七十九平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 四十一立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十六年三月五日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

(変更後) 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

三 変更した年月日

平成十九年六月三十日

四 届出年月日

平成二十六年三月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 変更しようとする事項

1 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 十四か所

(変更後) 十三か所

2 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十六年三月三十一日

四 届出年月日

平成二十六年三月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月十四日から同年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字塚四十三番地六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年三月十四日から同年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十六年二月二十八日次のとおり指定した。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行う者の名称

柳津町

二 調査地域

三 河沼郡柳津町大字細八の一部
調査期間

平成二十六年二月二十八日から同年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津 高田上三 寄線	大沼郡会津美里町穂馬 字天国甲一〇二七番一 地先から 同 郡同 町穂馬 字下川原乙五三九番三 地先まで	変更前	八・五〇	八九六・〇
		変更後	一一・〇〇 二五・〇	八九六・〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道猪苗	耶麻郡磐梯町大字磐梯	変更前 の変更後	一六・〇〇	二二六〇・〇

代塩川線

字川向二六番地先から
同 郡同 町大字磐梯
字山道三四四番一地先
まで

変更後

三一・八
一五・〇〇
三一・八

二六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道日下 石新沼線	相馬市小泉字根岸七五 五番一地先から 同 市新沼字坪ヶ迫二 〇一番三地先まで	変更前	六・二〇 一一・五	五八〇・〇
		変更後	一四・三〇 六一・八	五八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道	いわき市小川町上小川	変更前 の変更後	三・四〇	五三七・一

三九九号	字上戸渡三七番一五地 先から	変更後	五四・〇	
	同 市小川町上小川 字上戸渡三七番一四地 先まで	一〇・四） 六四・〇		五二・五

(道路計画課)

福島県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道江名常磐線	いわき市鹿島町走熊字小神山四〇番二地先から 同 市鹿島町米田字用定一二番五地先まで	変更前 A 一六・〇） 二二・五		一〇〇・七
	いわき市鹿島町走熊字小神山四〇番二地先から 同 市鹿島町米田字用定一二番五地先まで	変更後 A 一六・〇） 二二・五		一〇〇・七
	同 市鹿島町米田字用定一二番五地先まで いわき市鹿島町米田字用定一二番二地先から 同 市鹿島町走熊字	B 七・〇） 一一・五		九三・三
	同 市鹿島町米田字用定一二番五地先まで いわき市鹿島町米田字用定一二番二地先から 同 市鹿島町走熊字	C 七・〇） 一三・〇		六四・〇

小神山四〇番一地先まで			
-------------	--	--	--

(道路計画課)

福島県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十六年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字磐梯字川向二六番地先から 同 郡同 町大字磐梯字山道三四番一地先まで	平成二十六年三月一四日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称 会津若松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業(会津若松市公共下水道(会津若松処理区))
- 三 事業認可の年月日 昭和四十八年十一月十六日
- 四 事業施行期間 昭和四十八年十一月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件(平成二十年福島県告示第六十八号)の事業地に会津若松市門田町大字黒岩字嬬竹ヶ丘の一部の区域を加える。
同事業地のうち同市門田町大字黒岩字城南の一部の区域を全部の区域に改める。
同事業地のうち同市門田町大字黒岩字建福寺前、字北青木、字南青木及び字大坪並びに大字飯寺字村西並びに同市神指町大字南四合字幕内南の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 会津若松市
二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業(会津若松市公共下水道(河東処理区))

三 事業認可の年月日 平成十一年十二月二十一日

四 事業施行期間 平成十一年十二月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十一年福島県告示第七百二十八号)の事業地に工業団地の全部の区域を加える。

同事業地のうち同市河東町東長原字長谷地の一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 浅川町
二 都市計画事業の種類及び名称 石川都市計画下水道事業(浅川町特定環境保全公共下水道)

三 事業認可の年月日 平成十二年十月十日

四 事業施行期間 平成十二年十月十日から平成三十一年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画を認可した件(平成二十一年福島県告示第百六十三号)の事業地に石川郡浅川町大字箕輪字坂前の一部の区域を加える。

同事業地のうち同町大字浅川字大明塚及び字背戸谷地、大字箕輪字山敷田及び字大代並びに大字東大畑字新町、字大名大塚及び字金田の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

使用の部分 なし

使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第八十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月六日

二 名称 特定非営利活動法人小野自然倶楽部

三 代表者の氏名 大方 俊浩

四 主たる事務所の所在地 福島県田村郡小野町大字小野新町字知宗五番地二

五 定款に記載された目的 この法人は、小野町を中心とした田村郡地域とその周辺の子どもたちに対して、地元での森林体験学習の機会を提供する事業を行い、地域の自然環境保全の意識を子どもたちが引き継いでいけるように手助けすることを設立の目的とする。

(文化振興課)

公告第八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月三日

二 名称 (変更前) 特定非営利活動法人 non Style (変更後) 特定非営利活動法人日本特別支援協会

三 代表者の氏名 片寄 直行

四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市富田町字逆池北四十五番地の百九十四

五 定款に記載された目的 この法人は、知的・身体・精神に障害を持つ者に対して、総合的に就労に必要な能

力の開発及び就職支援に関わる事業を行い、その障害を持つ者に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人福島ライフエイド

三 代表者の氏名

宇津木 政人

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市栄町九番地の五 栄町清水ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、前身である「任意ボランティア団体福島ライフエイド」による東日本大震災時における災害救援活動の精神を受け継ぎ、東日本大震災を始めとする今後も起こりうるであろう自然災害において、被災された方々、及び地域の救援と復興に関する事業を行い、次世代の若者たちが安心して生活できる福島県を取り戻すことを含めた公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第八十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十六年三月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量					
831	混合有機質肥	混合有機スー	3.5	8.0	—	含有を許され	大栄物産株式会社	東京都江東区	平成29年3月

登録	ページ	3	含有成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	会社	佐賀1丁目6番10号	13日
----	-----	---	-------------------------------	----	------------	-----

(農業総合センター)

公告第88号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年3月14日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 福島県全戸配布広報誌の印刷製本業務 予定数量 4,224,000部（年6回 1回当たり704,000部）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年5月19日から平成27年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得していること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年4月9日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年3月26日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年4月24日（木）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（水）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成26年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、物品購入に係る代金の支払は、契約金額に納入数量を乗じて得た金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be required : Printing Newsletters with an estimated total of 4,224,000 copies (a total of 704,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 10:30 a.m., 24 April 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 23 April 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)